

## **[事案 2023-190] 新契約取消請求**

・令和6年4月30日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人の虚偽説明を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成31年3月に契約した外貨建個人年金保険について、以下等の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 「総額200万円を支払えば、将来、保険会社から年金が支給される」「200万円を払い終えた後に、保険会社から追加の保険料の請求が来たとしても、保険料の支払いを止めることができる」「保険料の支払いを止めたとしても保険契約は解除されず、将来、払込額に応じた年金が支給される」との募集人の説明により、その内容が事実であると誤認して、本契約を申し込んだ。
- (2) 募集人は、契約締結前交付書面を交付せず、その内容も説明しなかった。
- (3) 令和4年10月、保険会社に対し、通知書により消費者契約法第4条第1項第1号にもとづき本契約の申込みの意思表示を取り消した。これにより、本契約は遡って無効となるから、保険会社に対する保険料の支払いには法律上の原因がない。当該取消原因について、保険会社には悪意ないし重過失がある。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、保険料が200万円を超えた場合について、他社保険の一時払商品から支払われる定期引出金を充てる方法と、保険料を減額して支払う方法があることを説明した。保険料200万円を支払うのみで足りるといった説明はしていない。
- (2) 契約時、募集人は、商品パンフレット、契約締結前交付書面（注意喚起情報）、契約のしおり・約款を手交した。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の虚偽説明は認められず、保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。